

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第2霞目雨水幹線工事1

質 問 事 項	整理番号
	回 答
建設副産物の処理・処分費（投棄料）は、「処分費等」に含まれますか。御教示願います。	「処分費等」に含まれます。
水道基本料金、水道使用料金は「処分費等」に含まれますか。御教示願います。	本工事においては、水道使用料は「処分費等」に含まれますが、水道基本料金は含まれません。
事業損失防止費 家屋調査工は経費計算の対象内と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	すべての経費の対象となります。
シールド機本体は経費計算の対象内と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	すべての経費の対象となります。
セグメントは、経費計算の対象内と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	すべての経費の対象となります。
技術管理費は経費計算の対象内と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	共通仮設費の対象となりません。 現場管理費、一般管理費の対象となります。
施工地域・工事場所区分は、「地方部・施工場所が一般交通の影響を受けない場合」でよろしいでしょうか。御教示願います。	地方部（交通影響を受けない場合）です。
建設発生土の処分について、施工条件明示書に運搬距離 17.0km と記載がありますが、運搬先はどちらになりますでしょうか？御教示願います。	建設発生土は搬出場所を指定していないため、標準運搬距離（17km）を暫定計上しております。 なお、簡易な施工計画のテーマ②の細目①は、運行上の安全管理に関する体制・手順について、簡潔に記載して下さい。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。